

(k) ***

(7) カドミウムで汚染され、委託廃棄処分とする廃棄物、スクラップ、デブリ、袋、容器、個人保護具および衣類は、密閉された不浸透性の袋、または他の密閉された不浸透性の容器に入れ、本項段落(m) に従って表示を行わなければならない。

* * * * *

(m) ***

(1) 危険有害性通達。事業主は、カドミウムについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がカドミウムの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(m) (4) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；肺への影響；腎臓への影響；急性毒性影響。

(2) ***

(ii) 本項段落(m)(2)(i)に定める警告掲示は、以下の形式のものとする。

危険

カドミウム

発がん可能性あり

肺・腎臓を損傷

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

(3) ***

(i) カドミウムまたはカドミウム化合物を入れた出荷容器または保管容器には、本項段落(m) (1) に示すように適切な警告ラベルを貼付しなければならない。

(ii) 廃棄物、スクラップ、デブリの警告掲示は、少なくとも以下の情報を表示しなければならない。

危険

カドミウム容器

発がん可能性あり

* * * * *

21. § 1910.1028を修正し、段落(j) の見出し、ならびに段落(j) (1) および(j) (2) の規制文を、を以下の通り改正する。

§ 1910.1028 ベンゼン

* * * * *

(j) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。事業主は、ベンゼンについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がベンゼンの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(e) (3) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；中枢神経系への影響；血液への影響；皮膚、目、呼吸器刺激性；可燃性/引火性。

本項段落(j) (1) 注：パイプはラベル貼付の必要なし。

(2) 掲示。事業主は規制区域への入口に、以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

ベンゼン

発がん可能性あり

極めて可燃性/引火性の高い液体・蒸気

禁煙

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

* * * * *

22. § 1910.1029を修正し、段落(l)を以下の通り改正する。

§ 1910.1029 コークス炉排出物。

* * * * *

(l) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。事業主は、コークス炉排出物について、「危険有害性通達基準 (HCS)」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がコークス炉プロセスに伴う化学物質および物質の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(k)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん。

(2) 掲示。

[50437]

(i) 事業主は、規制区域に以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

コークス炉排出物

発がん可能性あり

禁飲食・禁煙

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

許可無き者の入室を禁ずる

(ii) また事業主は、許容曝露限界を超える作業区域において、以下の形式による掲示を設置しなければならない。

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

(iii) 事業主は、本段落に定める掲示の上または周辺には、必要な掲示の趣旨と矛盾する、またはこれらから注意をそらすような文言を表示してはならない。

(iv) 事業主は、本段落に定める掲示の内容がはっきりと見えるよう、必要に応じて照明や清掃を行わなければならない。

(3) ラベル。本段落(l)(1)の要求事項に加え、事業主は、汚染保護衣および設備を入れた容器について、以下の情報を表示したラベルを貼付しなければならない。

コークス炉排出物汚染

発がん可能性あり

禁飲食・禁煙

吹いたり揺すったりしてダストを取らないこと

* * * * *

23. § 1910.1043を修正し、段落(j)を以下の通り改正する。

§ 1910.1043 綿塵

* * * * *

(j) 掲示。事業主は、綿塵の許容曝露限界を超える作業区域すべてにおいて、以下の警告掲示を設置しなければならない。

危険

綿塵

肺を損傷

(綿肺症)

本区域では呼吸器保護具を着用のこと

* * * * *

24. § 1910.1044を修正し、段落(j)(2)(v)、(k)(1)(iii)(b)、および(o)を以下の通り改正する。

§ 1910.1044 1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン (DBCP)

(j) ***

(2) ***

(v) DBCPに汚染された保護具または作業衣の容器は、更衣室または作業場から搬出し、クリーニング、保守または廃棄を行うとともに、これらの容器には本項段落(o)に従ってラベルを貼付しなければならない。事業主は少なくとも、汚染保護具または作業衣を入れる容器のラベルに、以下の情報を表示しなければならない。

1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン (DBCP) 汚染、発がん可能性あり

* * * * *

(k) ***

(1) ***

(iii) ***

(b) DBCPの収集に使用する携帯真空掃除機は、他の清掃目的に使用してはならない。また、本項段落(o)に定めるようにラベルを貼付しなければならない。

* * * * *

(o) 危険有害性の通達。(1) 一般。(i) 危険有害性通達。事業主は、DBCPについて、「危険有害性通達基準 (HCS) 」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各

作業者がDBCPの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(n)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；生殖機能への影響；肝臓への影響；腎臓への影響；中枢神経系への影響；皮膚、目、呼吸器刺激性；急性毒性影響。

(ii) 事業主は、本段落に定める掲示またはラベルの上または周辺には、必要な掲示またはラベルの意味と矛盾する、またはこれらから注意をそらすような文言を表示してはならない。

(2) 掲示。

事業主は、規制区域を明確に示すため、すべての規制区域に以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

1,2-ジブromo-3-クロロプロパン

発がん可能性あり

本区域では呼吸器保護具を着用すること

許可無き者の入室を禁ずる

(3) 事業主は、本段落に定める注意ラベルがはっきり見え、読みやすいようにしなければならない。

25. § 1910.1045を修正し、段落(p)(1)(i)、(p)(2)(i)、および(p)(3)を以下の通り改正する。

§ 1910.1045 アクリロニトリル (AN)

* * * * *

(p) 危険有害性の通達。(I) 一般。(i) 危険有害性通達。事業主は、ANについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がANの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(o)の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；中枢神経系への影響；肝臓への影響；皮膚感作性；皮膚、目、呼吸器刺激性；急性毒性影響；可燃性/引火性。

* * * * *

(2) 掲示。(i) 事業主は、AN濃度が許容曝露限界を超えるすべての作業場を明確に示すため、すべての規制区域に掲示を設置しなければならない。掲示は以下の形式のものとする。

危険

アクリロニトリル (AN)

発がん可能性あり

本区域では呼吸器保護具着用が必要な場合あり

許可無き者の入室を禁ずる

* * * * *

(3) ラベル。事業主は、液体ANおよびAN含有物質のうち、本項段落(a)(2)により適用除外されるものを除き、すべての容器に注意ラベルを貼付しなければならない。事業主は、その物質が販売、流通、またはその他の形で事業主の作業場を離れた場合に、ラベルが剥がれることのないようにしなければならない。

* * * * *

26. § 1910.1047 を修正し、段落(j)の見出し、ならびに段落(j) (1) および(j) (2) を以下の通り改正する。

§ 1910.1047 エチレンオキシド (EtO)

* * * * *

(j) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。事業主は、EtO について、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が EtO の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCS および本項段落(j) (3) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；生殖機能への影響；生殖毒性；中枢神経系への影響；皮膚感作性；皮膚、目、呼吸器刺激性；急性毒性影響；可燃性/引火性。

[50438]

(2) 掲示およびラベル。

(i) 掲示。事業主は、規制区域の境界を示すため、規制区域および規制区域の入口または進入路に以下の形式による掲示を設置し、保守しなければならない。

危険

エチレンオキシド

発がん可能性あり

生殖機能損傷または流産の恐れあり

本区域では呼吸器保護具着用が必要な場合あり

許可無き者の入室を禁ずる

(ii) ラベル。事業主は、措置レベル以上に作業者の曝露が生じる可能性のあるEtO容器すべて、および超過限界を超えて作業者の曝露が生じることが合理的に予見しうるEtO容器すべてについて、ラベルを貼付するとともに、その容器が作業場を離れた後もラベルが剥がれることのないようにしなければならない。本段落の目的上、反応容器、保管タンク、パイプまたは配管システムは、ここでの「容器」とは見なさないものとする。

段落(j) (2) 注：本段落に基づく表示要求事項は、EtOが農薬として使用される場合には、適用しない。この語は「連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法」 (7 U.S.C. 136 et seq.) に定義されており、その表示は同法、および環境保護庁により同法に基づき発布される各規制に従って行われる。

* * * * *

27. § 1910.1048を修正し、段落(e)(1)、(h)(2)(ii)、(j)(4) および(m)を以下の通り改正する。

§ 1910.1048 ホルムアルデヒド

* * * * *

(e) ***

(1) 事業主は、浮遊ホルムアルデヒドの濃度がTWAまたはSTELを超える場所を規制区域に指定し、その入口および進入路すべてに以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

ホルムアルデヒド

発がん可能性あり

皮膚、目、呼吸器刺激性

許可無き者の入室を禁ずる

* * * * *

(h) ***

(2) ***

(ii) ホルムアルデヒド汚染衣類および設備を換気する際、事業主は、作業者の曝露が最小限となるよう、保管区域を指定しなければならない。

(A) 掲示。汚染衣類および設備の保管区域には、以下の形式による掲示を設置しなければならない。

危険

ホルムアルデヒド汚染 [衣類] 設備

発がん可能性あり

皮膚、目、呼吸器刺激性

蒸気を吸入しないこと

皮膚に付けないこと

(B) ラベル。事業主は、汚染衣類および設備の容器、ならびに保管区域について、「危険有害性通達基準」29 CFR 1910.1200に従って表示を行い、少なくとも以下の情報を表示しなければならない。

危険

ホルムアルデヒド汚染 [衣類] 設備

発がん可能性あり

皮膚、目、呼吸器刺激性

蒸気を吸入しないこと

皮膚に付けないこと

* * * * *

(j) ***

(4) 漏れまたはこぼれで生じたホルムアルデヒド汚染廃棄物およびデブリは、ホルムアルデヒドの存在、ならびにホルムアルデヒドに伴う危険有害性を警告するラベルを貼付した密閉容器に入れ、廃棄する。事業主は、本項段落(m) に従いラベルを貼付しなければならない。

* * * * *

(m) 危険有害性の通達。(1) 危険有害性通達。事業主は、ホルムアルデヒドについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」

(29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がホルムアルデヒドの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(n) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；皮膚、呼吸器感作性；皮膚、目、呼吸器刺激性；急性毒性影響；可燃性/引火性。

(i) 事業主は、ホルムアルデヒドガスに関連する化学物質および物質、ホルムアルデヒドを0.1%を超えて含有するあらゆる混合物または溶液、ならびに0.1ppm以上の濃度で空気中にホルムアルデヒドを放出しうる材料について、これらすべてを危険有害性通達プログラムに含めなければならない。

(ii) 予測されるホルムアルデヒド放出量の決定については、事業主は、合理的に予見しうる条件下での潜在的ホルムアルデヒド放出量を示す客観的データに依存することができる。

(2) 本項段落(m) (1) 導入文および(m) (1) (i) の要求事項に加え、本項段落(m) (1) (i) に示す材料のうち、0.5ppmを超えてホルムアルデヒドを放出しうるものについては、§ 1910.1200 の段落(d)、および§ 1910.1200 の付録 A および B に定義されるすべての危険有害性を適切に表示したラベルを貼付しなければならない。これらの危険有害性には、がんおよび呼吸器感作性を含み、危険有害性情報には「発がん可能性あり」の文言を含めること。

* * * * *

28. § 1910.1050 を以下の通り修正する。

- A. 段落(i)(2)(v)および段落(k)の見出しを改正する。
- B. 段落(k)(i) および(k)(2) を改正する。
- C. 段落(k)(3) および(k)(4) を(k)(4) および(k)(5) に名称変更する。
- D. 新しく段落(k)(3) を追加する。

改正および追加後は以下の通りとなる。

§ 1910.1050 メチレンジアニリン (MDA)

* * * * *

(i) ***

(2) ***

(v) MDA 汚染保護作業衣または設備の容器は、更衣室または作業場から搬出し、クリーニング、保守または廃棄を行うとともに、これらの容器には MDA の危険有害性を警告するラベルを貼付しなければならない。事業主は、本項段落(k)の要求事項に適合したラベルに、少なくとも以下の情報を表示しなければならない。

危険

メチレンジアニリン (MDA) 容器

発がん可能性あり

肺を損傷

* * * * *

(k) 危険有害性の通達。

(1) 危険有害性通達。事業主は、MDA について、「危険有害性通達基準 (HCS) 」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者が MDA の容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCS および本項段落(k) (4) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：

[50439]

がん；肝臓への影響；皮膚感作性。

(2) 掲示。事業主は、規制区域の境界を示すため、規制区域および規制区域の入口または進入路に以下の形式による掲示を設置し、保守しなければならない。

危険

MDA

発がん可能性あり

本区域では呼吸器保護具着用が必要な場合あり

許可無き者の入室を禁ずる

(3) 安全性データシート (SDS)。安全性データシート提供義務の遂行において、事業主は、§ 1910.1050の付録AおよびBに記載された情報を適切に使用するものとする。

* * * * *

29. § 1910.1051を修正し、段落(l)(1)を以下の通り改正する。

§ 1910.1051 1,3-ブタジエン (BD)。

* * * * *

(l) ***

(1) 危険有害性通達。事業主は、BDについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がBDの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(l) (2) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；目および呼吸器刺激性；中枢神経系への影響；可燃性/引火性。

* * * * *

30. § 1910.1052を修正し、段落(k)を以下の通り改正する。

§ 1910.1052 塩化メチレン (MC)。

* * * * *

(k) 危険有害性通達。事業主は、MCについて、「危険有害性通達基準 (HCS)」 (29 CFR 1910.1200) 遵守のために策定する危険有害性通達プログラムに含めなければならない。事業主は、各作業者がMCの容器ラベルおよび安全性データシートを見られるようにするとともに、HCSおよび本項段落(l) の規定に従って訓練を受けられるようにしなければならない。事業主は少なくとも次の危険有害性について対応を行うものとする：がん；心臓への影響（一酸化炭素ヘモグロビンの上昇を含む）；中枢神経系への影響；肝臓への影響；皮膚、目刺激性。

* * * * *

31. § 1910.1200を以下の通り修正する。

A. 「安全性データシート」の語句の前に「化学物質」の語が付いている場合、これを削除する。該当する箇所は、段落(b)(3)(ii) および (iv)各所、(b)(4)(ii) 5箇所、(e)(1)導入文、(e)(1)(i)、(e)(2)(i)、(g)(見出し)、(g)(1) 2箇所、(g)(4)、(6)(i) 2箇所、(g)(6)(ii) から (iv)、(g)(7)(i) 2箇所、(g)(7)(ii)、(g)(7)(iii) 2箇所、(g)(7)(iv) 2箇所、(g)(7)(v) 2箇所、(g)(7)(vi) および (vii)、(g)(8) 2箇所、(g)(9)、(g)(10)、(h)(l)、(h)(2)(iii)、および (i)(1)(ii)。

- B. 段落(c)の以下の定義を削除する：可燃性液体、圧縮ガス、爆発物、可燃性/引火性、引火点、危険有害性警告、特定名、化学物質安全性データシート (MSDS)、有機過酸化物、支燃性/酸化性物質、自然発火性物質、不安定性 (反応性)、水反応性。
- C. 段落(c)の以下の定義を改正する：化学物質、化学名、健康危険有害性、ラベル、混合物、物理化学的危険有害性、企業秘密。
- D. 「危険有害性のある物質」の定義を改正し、段落(c)にアルファベット順に並べ直す。
- E. 以下の定義を段落(c)にアルファベット順に追加する：分類、危険有害性区分、危険有害性クラス、ラベル要素、絵表示、注意書き、製品特定名、安全性データシート (SDS)、注意喚起語、物質、分類されない危険有害性。
- F. 段落(a)(1)、(a)(2)、(b)(1)、(d)(見出し)、(d)(1)から(d)(3)、(f)、(g)(2)、(g)(3)、(g)(5)、(g)(11)、(h)(3)(iv)、(i)(1)、(i)(1)(iii)および(iv)、(i)(2)、(i)(3)、(i)(3)(iii)、(i)(7)、(i)(7)(iii)、(i)(7)(v)、(i)(9)(i)、(i)(10)(i)、(i)(10)(ii)、(i)(11)、および(i)(13)、および(j)を改正する。
- G. § 1910.1200の付録A、B、Eを削除する。§ 1910.1200の付録Dを、§ 1910.1200の付録Eに名称変更し、§ 1910.1200に新しい付録A、B、C、DおよびFを追加する。

改正および追加後は以下の通りとなる。

§ 1910.1200 危険有害性通達。

(a) 目的。

(1) 本項の目的は、製造または輸入されるすべての化学物質について、その危険有害性が分類され、分類された危険有害性に関する情報が事業主および作業者に伝わるようにすることである。本項の要求事項は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」第3版の規定との統一を意図している。情報の伝達は、包括的な危険有害性通達プログラムによって行うこととし、プログラムには容器表示や他の形態の警告、安全性データシート、作業員訓練などを含むものとする。

* * * * *

(2) この労働安全衛生基準は、化学物質の潜在的危険有害性の分類、ならびに危険有害性および作業員に対する適切な保護措置に関する情報通達について、これらの問題を包括的に取り扱うものであり、このテーマについて、州または州の政治的下位区分によるあらゆる法的要求事項に優先するものである。化学物質の潜在的危険有害性の分類、ならびに危険有害性および作業員に対する適切な保護措置に関する情報通達とは、例えば以下に関する規定を含むが、これだけに限らない：危険有害性通達プログラム文書の作成および維持（作業場に存在する危険有害性のある物質のリストを含む）；作業場における化学物質容器の表示、および他の作業場に出荷される化学物質容器の表示；安全性データシートの作成、および作業員や川下事業主への配布；化学物質の危険有害性や保護措置に関する作業員訓練プログラムの開発および実施。法の第18項に基づき、州または州の政治的下位区分は、法廷または機関を通じ、本連邦基準が対象とする事項に関係する要求事項を採択または施行してはならない。ただし、連邦承認を受けた州計画については、この限りではない。

(b) * * *

(1) 本項では、化学品製造業者または輸入業者に対し、自社が製造または輸入する化学物質の危険有害性を分類することを義務付けるとともに、すべての事業主に対し、自社作業員が曝露する危険有害性のある物質について、作業員に情報を提供することを義務付けている。情報提供の手段には、危険有害性通達プログラム、ラベル、その他の形態の警告、安全性データシート、通知および訓練などがある。また本項では、流通業者に対し、必要な

情報を事業主に送信することを義務付けている。(化学物質の製造または輸入を行わない事業主は、本規則のうち、作業場プログラムの作成と作業員への情報通達に関する部分のみに集中すればよい。)

* * * * *

(c) * * *

「化学物質」とは、単一の物質、または複数の物質の混合物をいう。

* * * * *

[50440]

「化学名」とは、化学物質の科学的名称をいう。これは、国際純正応用化学連合 (IUPAC) またはケミカル・アブストラクツ・サービス (CAS) の命名法に従う名称、もしくは危険有害性分類を実施する目的上、化学物質を明確に識別する名称をいう。

「分類」とは、化学物質の危険有害性に関連するデータを特定し、これらのデータを検討して化学物質に伴う危険有害性を確認し、データを健康危険有害性および物理化学的危険有害性の判定基準と比較して、化学物質が危険有害性と分類されるかどうか、および必要に応じ危険有害性の程度を決定することをいう。

「危険有害性区分」とは、各危険有害性クラス内の判定基準の区分をいう。例えば、経口急性毒性および引火性液体には4つの危険性区分がある。これらの区分は危険有害性クラス内で危険有害性の強度により相対的に区分されるもので、より一般的な危険有害性区分の比較とみなすべきではない。

「危険有害性クラス」とは、可燃性固体、発がん性物質、経口急性毒性のような、物理化学的危険有害性または健康危険有害性の種類をいう。

「危険有害性情報」とは、危険有害性クラスおよび危険有害性区分に割り当てられた文言であって、化学物質の危険有害性の性質を、必要に応じ危険有害性の程度も含めて記述する文言をいう。

「危険有害性のある物質」とは、物理化学的危険有害性または健康危険有害性に分類される化学物質、または本項に定義する分類されない危険有害性をいう。

* * * * *

「健康危険有害性」とは、以下の危険有害性影響のうち、いずれかをもたらすと分類される化学物質をいう：急性毒性（曝露経路を問わない）；皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器/皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回曝露または反復曝露）、吸引性呼吸器毒性。化学物質が健康危険有害性と分類されるかどうかの判断基準は、29 CFR 1910.1200の付録A - 「健康危険有害性基準」に示す。

* * * * *

「ラベル」とは、危険有害な化学物質に関する書面、印刷またはグラフィックによる情報要素のまとまりであって、危険有害性のある物質の容器に直接、もしくはその外部梱包に貼付、印刷または添付されるものをいう。

「ラベル要素」とは、各危険有害性クラスおよび区分に対して指定された絵表示、危険有害性情報、注意喚起語、注意書きをいう。

「混合物」とは、複数の物質で構成される反応を起こさない混合物または溶液をいう。

「物理化学的危険有害性」とは、以下の危険有害性影響のうち、いずれかをもたらすと分類される化学物質をいう：火薬類；可燃性/引火性物質（ガス、エアゾール、液体、固体）；支燃性/酸化性物質（液体、固体、ガス）；自己反応性物質；自然発火性物質（液体、固体）；自己発熱性物質；有機過酸化物；金属腐食性物質；高圧ガス；水反応可燃性物質。§ 1910.1200の付録B－「物理化学的危険有害性」参照。

「絵表示」とは、化学物質の危険有害性に関する特定の情報を伝達することを意図し、シンボルに加え、境界線、背景パターン、色などの図的要素から構成されるものをいう。本基準では、危険有害性区分に使用される8つの絵表示が定められている。

「注意書き」とは、危険有害性のある物質への暴露、もしくは不適切な貯蔵または取り扱いから生じる有害影響を最小限にするため、もしくは予防するために取るべき推奨措置を記述した文言をいう。

* * * * *

「製品特定名」とは、ラベルまたはSDSにおいて、危険有害性のある化学物質に使用される名称または番号をいう。これは、使用者が化学物質を特定するための一義的な手段となる。使用される製品特定名は、危険有害性のある化学物質に関する必要リスト、ラベルおよびMSDSのあいだで相互参照が可能なものでなければならない。

* * * * *

「安全性データシート (SDS)」とは、本項段落(g)に従って作成された、危険有害性のある物質に関する書面または印刷資料をいう。

「注意喚起語」とは、ラベル上で危険有害性の強度の相対レベルを示し、利用者に潜在的な危険有害性を警告するために用いられる言葉をいう。本項で使用される注意喚起語は「危険」および「警告」である。「危険」はより強い危険有害性に使用され、「警告」はそれに比べれば低い強度に使用される。

* * * * *

「物質」とは、自然状態にあるか、または任意の製造過程において得られる化学元素およびその化合物をいう。これには製品の安定性を保つ上で必要な添加物や、用いられる工程に由来する不純物も含まれるが、当該物質の安定性に影響せず、またその組成を変化させることなく分離することが可能な溶媒は除外される。

「企業秘密」とは、事業主が事業で使用する機密処方、パターン、プロセス、装置、情報または情報の複合であって、それを知らない、または使用しない競合者に対して優位性を得る機会を事業主に与えるものをいう。§ 1910.1200の付録E－「企業秘密の定義」では、企業秘密の評価において使用する判断基準を定めている。

「分類されない危険有害性」とは、分類プロセスの中で、化学物質が作業場に存在した場合、通常の使用条件下または予見しうる緊急事態において、有害な物理化学的影響または健康影響をもたらす可能性があるという科学的エビデンスが発見されたが、そのエビデンスが現時点では本項におけるどの物理化学的危険有害性または健康

危険有害性の分類基準にも適合しない化学物質をいう。これには危険有害性クラスが本項に定められている物理化学的危険有害性および健康危険有害性は含まれない。

* * * * *

(d) *危険有害性分類。*

(1) 化学品の製造業者および輸入業者は、その作業場内で製造された、または自社が輸入した化学品を評価し、その健康危険有害性および物理化学的危険有害性を本項に従って分類しなければならない。それぞれの化学品について化学品の製造業者または輸入業者は、その化学品の分類に適用される危険有害性クラスと、各クラスの区分を判断しなければならない。事業主は、当該化学品の製造業者または輸入業者により行われた分類に従わないことを選択しない限り、化学品を分類することを求められない。

(2) 化学品を分類する化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、入手可能な科学的文献および潜在的危険有害性に関する他のエビデンスを広く特定し、考察しなければならない。その危険有害性の分類方法を決定するために化学品を試験するという要求事項はない。健康危険有害性の分類には§1910.1200の付録Aを参照し、物理化学的危険有害性には§1910.1200の付録Bを参照する。

(3) *混合物。*

(i) 化学品を評価する化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、§ 1910.1200 の付録 A および B に記載されている手順に従い化学品の危険有害性を分類する。これには、分類された化学品の混合物がどのようなとき本項の対象となるかの判定も含まれる。

(ii) 混合物について、化学品の製造業者または輸入業者は、安全性データシート上に記載されている成分の製造業者または輸入業者から受け取った各成分の分類に従う場合でも、当該混合物の分類の正確さに責任を負う。

* * * * *

[50441]

* * * * *

(f) *ラベルおよび他の形態の警告。*

(1) *出荷容器のラベル。* 化学品の製造業者、輸入業者または流通業者は、分類された危険有害性のある化学品の各容器について、作業場を離れる際に以下の情報を記載したラベル、タグまたはマークを貼付しなければならない。

- (i) 製品特定名
- (ii) 注意喚起語
- (iii) 危険有害性情報
- (iv) 絵表示
- (v) 注意書き
- (vi) 化学品の製造業者、輸入業者、または他の責任者の氏名、住所、電話番号

(2) 分類されない危険有害性については、ラベルに以下の情報を記載しなければならない：化学品の名称；製造業者、輸入業者、または他の責任者の氏名、住所、電話番号；補足情報として、分類されない危険有害性の説明と、化学品の安全な取り扱いおよび使用を確保するための適切な予防措置。

(3) 化学品の製造業者、輸入業者または流通業者は、(f) (1) (i) から(v) に基づき提供される情報について、付録 C「ラベル要素の割り当て」に従い、危険有害性のある物質に対する各危険有害性クラス、および関連危険有害性区分を示すようにするとともに、目立つように英語で表示しなければならない（ただし場合に応じ他言語を併記してもよい）。

(4) 化学品の製造業者、輸入業者または流通業者は、(f) (1) (ii) から(iv) に基づき提供される情報について、ラベル、タグまたはマーク上の1箇所にとまとめて表示されるようにしなければならない。

(5) (i) 金属塊（鉄骨や鋳物など）、木材塊、またはプラスチック物品のうち、川下使用に基づき「調剤」として適用除外されないもの、もしくは出荷全粒穀物については、必要なラベルを初回出荷時に顧客に送付し、同一事業主に対する以降の出荷では省略することができる。ただしラベル上の情報が変更された場合はこの限りではない。

(ii) ラベルは、初回出荷自体とともに送付してもよいし、初回出荷前または同時に送付される安全性データシートとともに送付してもよい。

(iii) 危険有害性のある化学品の各容器にラベルを貼付するという要求事項の例外は、金属塊自体についてのみ適用される。この材料に伴って、またはこれとともに存在することが分かっている危険有害性のある化学品であって、移送中にこれらの物品を取り扱う作業者が曝露する可能性のあるもの（例えば切削液や穀物中の農薬）については、上記の例外は適用されない。

(6) 化学品の製造業者、輸入業者または流通業者は、作業場を離れる危険有害性のある化学品の各容器について、本項に従いラベル、タグまたはマークが貼付されていること、またその形態が「危険物質輸送法」（49 U.S.C. 1801 et seq.）および同法に基づき運輸省が発布する諸規制の要求事項と矛盾していないことを確認しなければならない。

(7) 作業場の表示。本項段落(f) (8) および(f) (9) に定める例外を除き、事業主は、作業場における危険有害性のある化学品の各容器について、以下(i) または(ii) のいずれかを記載したラベル、タグまたはマークを表示しなければならない。

(i) 出荷容器のラベルについては、(f) (1) (i) から(v) に定める情報。

(ii) 製品特定名および語句、絵、シンボル、またはこれらの組み合わせによって、化学品の危険有害性に関して少なくとも一般的な情報が伝わりとともに、危険有害性通達プログラムに基づき作業者が容易に参照できる他の情報と併用することにより、危険有害性のある化学品に伴う物理化学的危険有害性、および健康危険有害性について、詳しい情報が得られるようにしたもの。

(8) 事業主は、個々の据置工程容器にラベルを貼付する代わりに、掲示、プラカード、工程表、バッチ票、業務手順、その他の書面表示を使用してもよい。ただしこれらの代替手法は、それが適用される容器を特定でき、かつ本項段落(f) (7) によりラベルへの記載が義務付けられている情報を表示できるものでなければならない。事業主は、作業場において、各勤務シフトを通じてこれらの書面表示を容易に参照できるようにしなければならない。

(9) 事業主は、危険有害性のある化学品がラベル表示した容器から移動型容器に移され、移す作業を行った作業員によって直ちに使用されるだけの場合には、この移動型容器についてはラベル表示しなくてもよい。本項の目的上、薬局で医療提供者に対し、直接患者に投与するために調剤される医薬品についても、表示義務を適用される。

(10) 事業主は、自社が受け取る危険有害性のある化学品の容器に貼付されたラベルについても、これを取り外したり損傷したりしてはならない。ただし必要な情報を直ちに容器上に表示するのであれば、この限りではない。

(11) 事業主は、作業場のラベルや他の形態の警告が、読みやすく、英語で書かれるとともに、目立つように容器上に表示されるか、または各勤務シフトを通じて作業区域内で容易に参照できるようにしなければならない。英語以外の言語を話す作業員を雇用している事業主は、提示される書面に、英語での表示に加え、彼らの言語で情報を併記してもよい。

(12) 化学品の製造業者、輸入業者または流通業者、もしくは事業主は、化学品の危険有害性に関する重大な情報を新しく入手した場合、新しい情報を入手してから3ヶ月以内にその化学品のラベルを改正するとともに、その時点以降に出荷される危険有害性のある化学品については、その容器ラベルに新しい情報が記載されているようにしなければならない。その化学品が現在生産または輸入されていない場合には、化学品の製造業者、輸入業者または流通業者、もしくは事業主は、その化学品が再び出荷される前、あるいは再び作業場に持ち込まれる前に、新しい情報をラベルに追加しなければならない。

* * * * *

(g) * * *

(2) 安全性データシートを作成する化学品の製造業者または輸入業者は、必ず英語で作成しなければならない（ただし事業主は、他言語版を保管していてもよい）。また製造業者または輸入業者は、安全性データシートに以下の項目番号および見出しを使用するとともに、項目番号通りの順序で各見出しの下に該当する情報を記入しなければならない（安全性データシート各項の詳細な内容については、§ 1910.1200の付録D - 「安全性データシート」参照）。

- (i) 項目 1. 製品および会社情報
- (ii) 項目 2. 危険有害性の要約
- (iii) 項目 3. 組成、成分情報
- (iv) 項目 4. 応急措置
- (v) 項目 5. 火災時の措置
- (vi) 項目 6. 漏出時の措置
- (vii) 項目 7. 取扱いおよび保管上の注意
- (viii) 項目 8. 暴露防止および人に対する保護措置
- (ix) 項目 9. 物理的および化学的性質
- (x) 項目 10. 安定性及び反応性
- (xi) 項目 11. 有害性情報

段落(g) (2) 注1：GHSとの統一を図るため、SDSには併せて以下の見出しを項目番号通りの順序で記載しなければならない。

- 項目12. 環境影響情報
- 項目13. 廃棄上の注意
- 項目14. 輸送上の注意
- 項目15. 適用法令

段落(g) (2) 注 2 : 項目 12 から 15 については OSHA の管轄外であるため、OSHA はこれらの情報に関する要求事項を執行することはない。

[50442]

(xii) 項目16. その他の情報（最新改正版作成日など）。

(g)(3) 安全性データシートの各項目において、該当する情報を見つけれない下位見出しについては、安全性データシートを作成する化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、関連する情報が見つからなかった旨を示す印を付けておくこと。

* * * * *

(5) 安全性データシートを作成する化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、記載情報が、危険有害性分類の作成に使用された科学的エビデンスを正確に反映していることを確認しなければならない。安全性データシートを作成する化学品の製造業者、輸入業者または事業主が、化学品の危険有害性、もしくは危険有害性に対する保護措置に関する重大な情報を新しく入手した場合、3ヶ月以内にその新しい情報を安全性データシートに追加しなければならない。その化学品が現在生産または輸入されていない場合には、化学品の製造業者または輸入業者は、その化学品が再び作業場に持ち込まれる前に、新しい情報を安全性データシートに追加しなければならない。

* * * * *

(11) 安全性データシートはまた、29 CFR 1910.1020(e) の要求事項に従い、要請に応じて指定担当者、次官補および長官に対し、速やかに提出されなければならない。

(h) * * *

(3) * * *

(iv) 受け取る出荷容器に貼付されているラベル、および事業主が使用する作業場表示システムに関する説明、ならびに情報の順序、および作業者がどのように適切な危険有害性情報を取得・使用できるかを含む安全性データシートに関する説明など、事業主が作成する危険有害性通達プログラムの詳細。

(i) * * *

(1) 化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、化学名を含む具体的な化学的特定名や、危険有害性のある化学品に関するその他の具体的識別情報、もしくは混合物中における物質の正確なパーセンテージについて、以下の場合に安全性データシート上に非開示とすることができる。

* * * * *

(iii) 安全性データシートに、具体的な化学的特定名や組成比率を企業秘密として非開示とすることを記載し、かつ

(iv) その具体的な化学的特定名およびパーセンテージについて、本段落の関連規定に従い、医療専門職、作業
者、指定担当者に提出することができる場合。

(2) 医療を行う医師または看護師が、医療上の緊急事態であると判断し、緊急対応または救急医療のために、
危険有害性のある化学品の具体的な化学的特定名や組成比率が必要であると考えられる場合には、化学品の製造業者、
輸入業者または事業主は、直ちにその医療を行う医師または看護師に対し、企業秘密化学品の具体的な化学的特定
名や組成比率を開示しなければならない。これは、業務規程書や機密保持契約が存在する場合であっても同様
である。化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、状況が許し次第、本項段落(i)(3)および(4)の規定に従い、
業務規程書や機密保持契約を要求することができる。

(3) また緊急事態以外でも、化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、要請に応じ、通常は本項段落(i)(1)
に基づき非開示が認められている具体的な化学的特定名や組成比率について、曝露作業者に医学上または労働衛
生上の処置を行う医療専門職（医師、インダストリアルハイジニスト、毒物学者、疫学者、労働衛生看護師）、
ならびに作業員または指定担当者に対し、以下の場合に開示を行わなければならない。

* * * * *

(iii) その要請において、なぜ具体的な化学的特定名や組成比率の開示が必要かの詳細な説明があり、またその
代わりに下記の情報を医療専門職、作業員または指定担当者に開示することは、本項段落(i)(3)(ii)に記述された
目的を満たさないことが説明されている場合。

* * * * *

(7) 化学品の製造業者、輸入業者または事業主が、具体的な化学的特定名や組成比率の開示を求める書面要請
を拒否する場合は、以下の条件を満たさなければならない。

* * * * *

(iii) 具体的な化学的特定名や組成比率が企業秘密であるという主張を立証するエビデンスを提出する。

* * * * *

(v) 企業秘密を開示しなくても、代替情報によって具体的な医学上または労働衛生上の必要性を満たすことが
できる理由を詳細に説明する。

* * * * *

(9) ***

(i) 化学品の製造業者、輸入業者または事業主が、その具体的な化学的特定名や組成比率が企業秘密である
という主張をすでに立証している場合。

* * * * *

(10) ***

(i) 本項段落(i)(3)に基づき要請された具体的な化学的特定名や組成比率について、真正の企業秘密とは認めら
れないとOSHAが判断した場合、もしくは企業秘密であるが、要請を行った医療専門職、作業員、指定担当者
には、その情報を求める正当な医学上または労働衛生上の必要性があると判断した場合であって、OSHAが機密保

持契約書を締結し、その情報の機密性を保持するために適切な措置を示した場合には、化学品の製造業者、輸入業者または事業主は、OSHAの召喚に従わなければならない。

(ii) 化学品の製造業者、輸入業者または事業主がOSHAに対し、機密保持契約の締結では、企業秘密の未承認開示により生じうる損害に対して十分な保護とはなり得ないことを立証した場合、次官補は、その労働衛生処置の実施にあたって、化学品の製造業者、輸入業者または事業主に不当な損害が生じないことを保証するため、要請対象の化学情報の開示に関してさらなる制限や条件を命じたり課したりすることができる。

* * * * *

(11) 企業秘密情報の非開示に対して召喚を行った後、化学品の製造業者、輸入業者または事業主がこれに異議を申し立てた場合には、事案は「労働安全衛生再審委員会」の下で、本法の執行規則および関連する委員会手順規則に従い、審判されることになる。化学品の製造業者、輸入業者または事業主が異議申し立て期間中も該当情報を非開示とし続けた場合には、委員会規則に従い、行政法判事は召喚状および根拠文書を内密に審査したり、事項の機密性を守るために適切な命令を出したりする場合がある。

* * * * *

(13) 本段落(i)におけるいかなる記述も、いかなる状況下においても企業秘密である工程情報を開示することを要求するものであると解釈してはならない。

(j) 発効日。(1) 事業主は、新しいラベルおよび安全性データシートについて、[最終規則発布日から2年後の日付を記入] までに作業者への訓練を実施しなければならない。

(2) 化学品の製造業者、輸入業者、流通業者および事業主は、[最終規則発布日から3年後の日付を記入] までに本項のすべての修正規定を遵守しなければならない。

[50443]

(3) 化学品の製造業者、輸入業者、流通業者および事業主は、上記3年間の移行期間中、29 CFR 1910.1200 (2009年10月1日改正)、または本基準の修正版のうち、いずれか一方を遵守してもよいし、両方を遵守してもよい。

